

## 懸念時監視への移行パターンとそれに対応する懸念時監視における調査内容

懸念時監視へ移行した後、圧入停止後の圧入井・観測井における圧力・温度データに異常が確認された場合、異常時監視へ移行する。  
 圧入停止後の圧力・温度データに異常が確認されなかった場合、以下に示す調査を行う。

	懸念時監視への移行パターン	懸念時監視における調査内容		
		採水調査	センサ調査	気泡確認調査
(ア)	<p>通常時監視において圧入井・観測井における圧力・温度データの異常が確認された場合</p> <p>(通常時監視の採水調査において移行基準超過地点はない)</p>	<p>通常時監視における確認調査の現地概況調査と同様の手法により実施</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 5 回以上採水、平均値で判断</li> <li>・ 第三者機関はなし</li> </ul> <p>漏出が懸念される範囲が絞り込めていないため、通常時監視における採水調査地点の 8 地点を調査地点とする。</p> <p>上記 の調査において、移行基準を超過した地点が確認されなかった場合は、総合判断を行う。</p>		

		<p>上記 の調査において、移行基準を超過した地点が確認された場合は、通常時監視における<b>確認調査と同様の手法により実施</b></p> <p>( 調査結果の判断についても通常時監視における確認調査と同様 )</p>	<p>左記 の調査において、移行基準の超過が確認された場合は、通常時監視における<b>確認調査と同様の手法により実施</b></p> <p>( 調査結果の判断についても通常時監視における確認調査と同様 )</p>	<p>左記 の調査において、移行基準の超過が確認された場合は、通常時監視における<b>確認調査と同様の手法により実施</b></p> <p>( 調査結果の判断についても通常時監視における確認調査と同様 )</p>
(イ)	<p>通常時監視における<b>確認調査</b>において 圧入井・観測井における<b>圧力・温度データの異常</b>が確認された場合</p> <p>( <b>通常時監視の採水調査において移行基準超過地点あり</b> )</p>	<p>通常時監視における<b>確認調査と同様の手法により実施</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 5 回以上採水、平均値で判断</li> <li>・ 第三者機関はなし</li> </ul> <p><b>通常時監視において移行基準を超過した地点を調査地点とする。</b></p> <p>( 調査結果の判断についても通常時監視における確認調査と同様 )</p>	<p>通常時監視における<b>確認調査と同様の手法により実施</b></p> <p>( 調査結果の判断についても通常時監視における確認調査と同様 )</p>	<p>通常時監視における<b>確認調査と同様の手法により実施</b></p> <p>( 調査結果の判断についても通常時監視における確認調査と同様 )</p>
(ウ)	<p>通常時監視における確認調査において<b>気泡の発生が確認されないまま、海水の 14C 分析の結果、懸念時監視に移行した</b>場合</p>	<p>通常時監視における確認調査の<b>現地詳細調査と同様の手法により実施</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 5 回以上採水、平均値で判断</li> <li>・ 第三者機関</li> <li>・ 海水の 14C 分析</li> </ul>	-	<p>通常時監視における確認調査の<b>現地概況調査と同様の手法により実施</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ サイドスキャンソナー</li> </ul>

	<p>現地概況調査のセンサ調査で、pHまたは pCO<sub>2</sub> の不均一な分布が観測され、現地詳細調査で懸念時監視に移行するケース（「確認調査における調査内容及び調査結果の判断について」の 2 段目のケース）</p>	<p>通常時監視における確認調査において漏出が懸念された地点と当該地点の東西南北に 100m 離れた 4 地点を調査地点とする。</p>		<p>通常時監視における確認調査の現地詳細調査において 14C 分析のための採水を行った地点を中心に 1km×1km 程度の範囲を調査範囲とするのが望ましい。</p> <p>上記 の調査により、気泡の発生が確認された場合は、通常時監視における確認調査の現地詳細調査と同様の手法により実施</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・カメラ</li> <li>・気泡の 14C 分析</li> </ul>
(工)	<p><u>通常時監視における確認調査を実施した結果、懸念時監視に移行した場合</u>（(イ)及び(ウ)を除く）</p> <p>現地概況調査または現地詳細調査において気泡の発生が観測され、採水または気泡の 14C 分析の結果により、懸念時監視に移行するケース</p>	<p><u>以下、(ウ)と同様。</u></p> <p><u>通常時監視における確認調査の現地詳細調査と同様の手法により実施</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 5 回以上採水、平均値で判断</li> <li>・ 第三者機関</li> <li>・ 海水の 14C 分析</li> </ul> <p>通常時監視における確認調査において漏出が懸念された地点と当該地点の東西南北に 100m 離れた 4 地点を調査地点とする。</p>	-	<p>通常時監視における確認調査の<u>現地詳細調査と同様の手法により実施</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・カメラ</li> <li>・気泡の 14C 分析</li> </ul> <p>通常時監視における確認調査の現地詳細調査において 14C 分析のための採水または気泡採取を行った地点の周辺を調査範囲とする。</p>

<p>(オ)</p>	<p>地震により圧入停止した結果、懸念時監視に移行した場合</p> <p>(<u>通常時監視の採水調査において移行基準超過地点はない</u>)</p> <p>右の調査内容は、(ア)の場合と同様</p>	<p><u>以下、(ア)と同様。</u></p> <p>通常時監視における確認調査の現地概況調査と同様の手法により実施</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 5 回以上採水、平均値で判断</li> <li>・ 第三者機関はなし</li> </ul> <p>漏出が懸念される範囲が絞り込めていないため、通常時監視における採水調査地点の 8 地点を調査地点とする。</p> <p>上記 の調査において、移行基準を超過した地点が確認されなかった場合は、総合判断を行う。</p> <p>上記 の調査において、移行基準を超過した地点が確認された場合は、通常時監視における<u>確認調査と同様の手法により実施</u></p> <p>(調査結果の判断についても通常時監視における確認調査と同様)</p>	<p><u>以下、(ア)と同様。</u></p> <p>左記 の調査において、移行基準の超過が確認された場合は、通常時監視における<u>確認調査と同様の手法により実施</u></p> <p>(調査結果の判断についても通常時監視における確認調査と同様)</p>	<p><u>以下、(ア)と同様。</u></p> <p>左記 の調査において、移行基準の超過が確認された場合は、通常時監視における<u>確認調査と同様の手法により実施</u></p> <p>(調査結果の判断についても通常時監視における確認調査と同様)</p>
------------	--	--	---	---